

令和6年

第12回農業委員会総会議事録

令和6年12月6日（金）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事（議案第1号から第3号）
日程第4 報告（報告第1号から第4号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員（25人）

1 番	白山 一男	2 番	高原 和重
3 番	林 康弘	4 番	土佐 好廣
5 番	木下 栄作	6 番	川腰 康子
7 番	山本 康雄	8 番	田邊 秀男
9 番	樋上 豊	10 番	島倉 忠悦
11 番	長谷 吉宗	12 番	長谷川 達夫
13 番	高橋 彰	14 番	堀 正
15 番	表 隆夫	16 番	齊田 博美
17 番	松井 正	18 番	明石 茂
19 番	末永 久義	20 番	炭谷 一三
21 番	坂井 吉三郎	22 番	瀧田 秀成
23 番	高越 博	24 番	山崎 善夫
25 番	北田 幹夫		

欠 席 委 員（0人）

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

第3 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の公告について

第4 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法施行規則第29条の規定による届出の受理について
報告第 4 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 野崎 智延

主 査 高木 淳也

主 事 新保 有紗

会議の概要

開会時刻 午後1時58分

議長（堀会長）

ただいまから、令和6年第12回の射水市農業委員会総会を開会いたします。出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

これより本日の会議を開きます。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「23番 高越委員」「25番 北田委員」を指名いたします。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声起る)

議長(堀会長)

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長(堀会長)

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— (議案第1号の説明・表決) —

議長(堀会長)

まず、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(高木)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長(堀会長)

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起る)

議長(堀会長)

ご異議なしと認めます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(堀会長)

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— (議案第2号の説明・表決) —

議長（堀会長）

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号21番について、土佐委員から説明をお願いします。

土佐委員

議案第2号の申請番号21番について説明します。

譲受人である株式会社〇〇は、平成30年に設立し、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ等）を行っています。現在利用している児童数は40名で、〇〇小学校に近いため利用者が増加傾向で事業所としては年々手狭になっていることから、事業所内における従業員の休憩スペースは不足し、以前から新たな休憩場所について、事業所近辺で空家等を含めた適当な施設の確保に向けて検討を重ねてきました。

今回の申請地には、既に住宅がある状態で、譲渡人の亡き父である〇〇氏が無断で昭和48年頃に住宅を建築したものです。その後、母である〇〇氏が相続しましたが、その母も令和5年に亡くなったことから、〇〇市在住である娘の〇〇氏と〇〇氏の姉妹が相続し、これまで月に数回母屋を訪れ管理をおこなってきました。しかし時間の経過とともに、母屋の今後の在り方について懸念していたところ、譲受人から譲ってほしいとの依頼があり、地目について確認したところ申請地の地目が農地であることが判明したものです。当時建築した父や母も亡くなり詳細については不明ですが、関係者一同は農地法等に関する理解と認識が足りず、転用許可を取らずに無断転用していたことを深く反省している状態で、二度とこのようなことがない旨を誓約しています。

本来ならば住宅を解体し譲り渡すべきとも考えますが、事業所から近距離に位置し、現存の状態でも施設として十分に役割を果たすことができることから必要性が高く代替可能性はないと考えます。これまで同様に周辺に被害を及ぼさないことを誓約し、あわせて地元関係者からも同意を得られていますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。
議案第2号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。
原案どおり承認することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。
よって議案第2号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第3号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（新保）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。
よって議案第3号の農用地利用集積計画については、原案どおり決定する

ことに可決されました。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

— （報告第1号の説明） —

議長（堀会長）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知等について議題といたします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

各案件について、ご了知をお願いいたします。

— （報告第2号の説明） —

議長（堀会長）

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件についてご了知をお願いいたします。

— (報告第3号の説明) —

議長（堀会長）

次に、報告第3号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出の受理について議題とします。

概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明

議長（堀会長）

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

山本委員

農地法施行規則第29条第1号の規定による届出の概要について伺いたい。

事務局（高木）

耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため又はその農地（2アール未満のものに限る。）をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設（堆肥舎、畜舎、農舎、農業用倉庫等（農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設は含まない））に供するために転用する場合は、農地法4条許可が不要となる。

山本委員

ビニールハウスの場合はどうか。

事務局（高木）

農業用施設の用に供する場合は、その態様が様々であるが、例えば、水耕栽培や温度・湿度管理、収穫用ロボット導入等のため、農業用ハウス等の底面を全面コンクリート（農作物栽培高度化施設）にする場合は、農地転用に該当しない。

— (報告第4号の説明) —

議長（堀会長）

報告第4号 農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和6年第12回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時40分

令和6年第12回 農業委員会総会その他協議・報告事項

1 次回開催場所と時刻について

- ・開催日 令和7年1月7日（火）午後2時から
- ・会場 射水市役所大島分庁舎3階大会議室

2 農業委員会新年懇談会の開催について（予定）

- ・日時 令和7年2月7日（金）午後6時15分から
- ・会場 天よし亭（射水市八塚225-1）

※出欠案内については、月末総会資料送付時に同封しますので期限までに事務局へご提出願います。 提出期限：令和7年1月17日（金）

議 長

署名委員

署名委員